

## 第2節 災害保健医療対策

### 【基本計画】

- 災害により負傷者等が多数発生し、医療機関の機能が停止した場合は、被災者に対し迅速、的確に応急的な医療を施し、被災者救護の万全を図ります。
- 災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保するため、災害時における感染症予防及び保健衛生活動について定め、住民の健康の維持と安全の確保を図ります。

### 【現状と課題】

#### 現 状

#### 1 発災前対策

- 名古屋市では、地域防災計画を作成し、関係機関の対応を定めています。  
また、平成14年4月に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことから、名古屋市地震防災強化計画を作成し、強化地域において実施すべき、地震防災応急対策について定めています。
- 当医療圏の医療機関においては、防災マニュアルを作成し、災害を想定した訓練を実施しています。
- 名古屋市医師会では、災害医療救護体制の強化のため、所轄消防署と協力して図上訓練や実地訓練を行っています。
- 名古屋市では、災害が発生した場合の医療救護等について、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会及び名古屋市立大学と協定を締結しています。

#### 2 発災時対策

##### (1) 医療救護

- 災害時における医療救護活動を実施するため、救護班を編成します。  
災害の規模に応じて、①名古屋市による救護班、②名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会、名古屋市立大学等による救護班、③日本赤十字社愛知県支部及び他都市の応援職員による救護班を編成します。
- 救護班は、医療機関や救護所等において負傷者に対する応急処置及び緊急度別に負傷者を分け、手当ての必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図ります。特に、重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点病院が実施します。
- 医薬品・衛生材料は、備蓄品の払い出し、または県、他都市への協力要請で対応します。
- 血液については、日本赤十字社愛知県支部に

#### 課 題

- 東海地震等大規模な地震災害の発生を想定した当医療圏の医療機関や関係機関との連携等の訓練を行う必要があります。
- 災害時における医療救護活動は多数の応援医療救護班の協力を得て、関係機関と連携して行う必要があることから、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等関係機関が参加した医療救護活動訓練を年1回程度実施できるよう検討する必要があります。

確保されている各種の血液製剤の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請します。

## (2) 保健衛生

- 名古屋市は、感染症予防活動として、被災地及び避難所における感染症患者の早期発見、感染症予防に必要な衛生指導、健康診断による病原体検査、状況に応じた臨時予防接種を実施します。
- 感染症患者が発生し、または発生の恐れのある地域や避難所に対し、消毒等を実施するとともに清潔保持について指導を行います。
- 感染症患者は東市民病院にて入院治療を行い、患者の家屋等を消毒します。
- 被災地の受水槽等の給水設備及び飲料水の検査を実施し、不適施設の改善についての指導を行います。
- 避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健所は被災者のニーズに応じた健康相談、訪問指導を実施し、保健所及び精神保健福祉センターに精神科救護所を開設するとともに電話相談窓口を設置します。また、避難所等を巡回し相談に応じます。
- 名古屋市歯科医師会と連携して避難所等を定期的に巡回し、医療活動や相談を行います。また、歯科医療センター等を活用し、地域の歯科医療活動拠点を確保します。
- 名古屋市は、避難所生活者の食中毒を防止するため、食品製造施設等の監視指導及び緊急食品等の衛生指導を実施します。
- 名古屋市は、震災時における逃走動物による危険を防止し、住民の安全を確保するとともに動物の救護に努めます。  
なお、必要な場合は、県警察や東山動物園へ出動要請を行います。

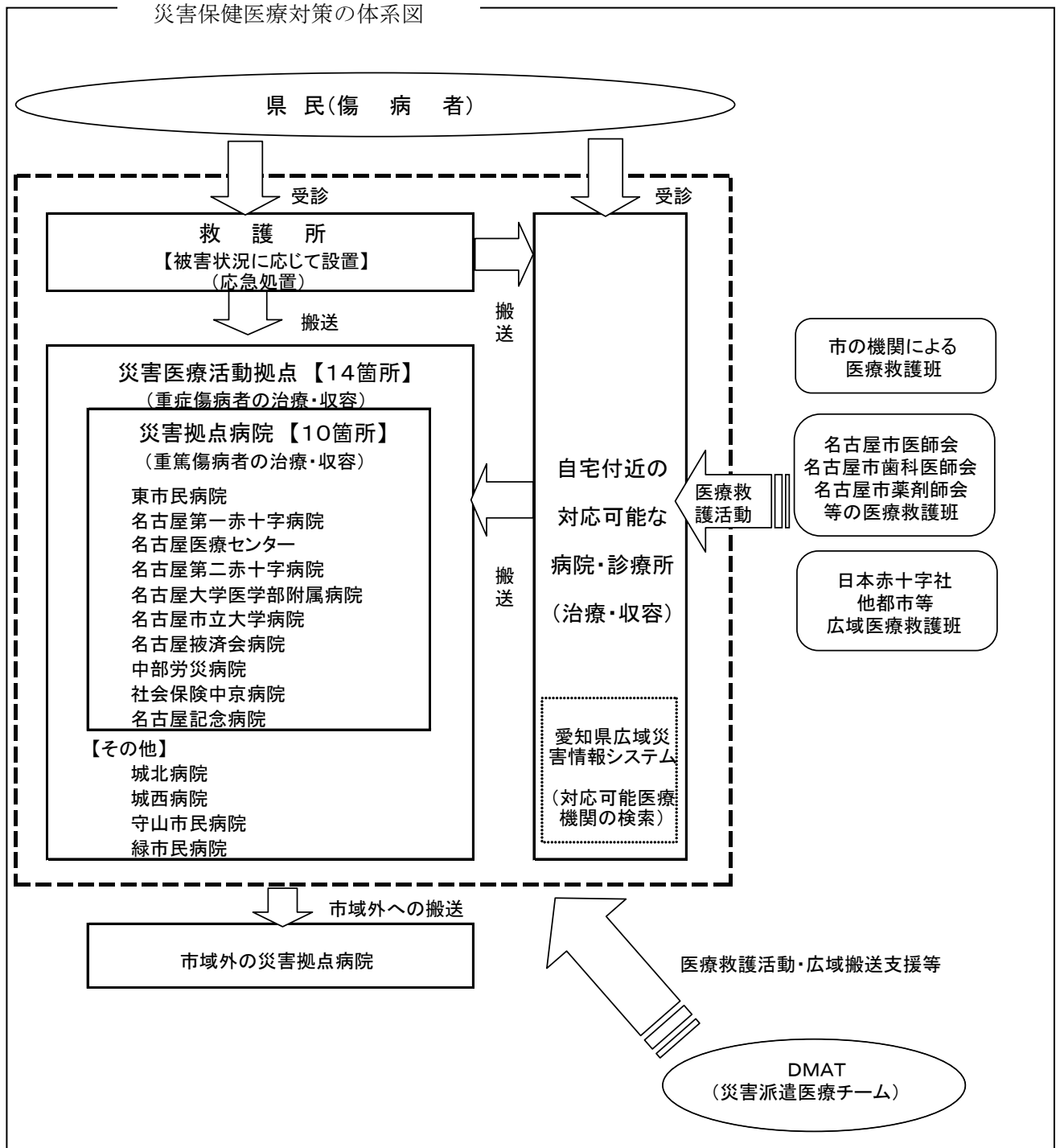
- 災害時要援護者の所在・安否の確認などを迅速かつ的確に行うため、高齢者や障害者などの災害時要援護者に関する情報を整備するとともに、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進める必要があります。なお、情報については、プライバシーに配慮した活用方法を検討する必要があります。

## 【今後の方策】

- 大規模災害時における医療救護活動について、関係機関との検討を進めていきます。
- 大規模災害を想定した訓練を、引き続き実施していきます。
- 大規模災害に備え、医薬品等の備蓄の充実に努めます。

## 【実施されている施策】

- 名古屋市の防災訓練の中でヘリコプターによる空路、船舶による海路での搬送訓練を実施しています。
- 名古屋市職員に災害発生時における役割及び参集場所などを記載した「防災任務カード」を配付し、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとるため、職員の任務を明確にしています。
- 名古屋市中で災害応急用協力井戸名簿を作成し、災害時における水源の確保に努めています。



<災害保健医療対策体系図の説明>

- 名古屋市地域防災計画、名古屋市地震防災計画により、災害発生時の対応を定めています。
- 名古屋市では、地域防災計画において、愛知県の指定する災害拠点病院に市立病院を加えた14病院を、災害発生時、特に重症患者の治療・収容を行い、災害医療の拠点となる災害医療活動拠点病院に指定しています。

### 第3節 小児医療対策

#### 【基本計画】

- 子どもが病気になっても安心して相談、医療が受けられるよう、かかりつけ医を持つことを推奨するとともに、小児救急医療体制の確保、相談体制の充実に取り組みます。

#### 【現状と課題】

##### 現 状

#### 1 小児医療の現状

- 平成16年度医療実態調査によると、市内の病院における小児科外来患者延べ数は7月の1か月間で39,560人となっており、全外来患者数995,718人のうち、約4%となっています。
- 名古屋市において、平成18年度中に救急医療第二次体制の輪番病院を受診した小児科患者延べ数は28,077人となっており、全受診患者数108,596人のうち、約26%を占めています。第二次体制における小児科患者取扱数は、平成12年度は14,690人、平成15年度は25,967人となっており、増加傾向にあります。(表 4-3-1)

#### 2 医療提供状況

- 平成19年度の医療実態調査によると、市内の病院の小児科病床数は735床となっており、平成16年度調査時の850床より減少しています。
- 平成19年6月1日時点において、名古屋市内において小児科を標榜している病院は136病院中47病院(34.6%)であり、勤務する小児科医師は常勤医師が合計147名、非常勤医師が合計111名となっています。  
また、市内の病院には常勤の小児科専門医が105名勤務しています。

#### 3 小児救急医療体制

- 小児救急患者の保護者の専門医志向に対応するため、本市救急医療第一次体制のうち、名古屋市医師会休日急病診療所及び夜間・深夜急病センターにおいて、小児科専門医による診療を実施しています。(診療時間

##### 課 題

- 小児科については、輪番参加病院が少なく、一部の病院に負担がかかっています。今後、参加病院の増加に向け関係機関との連携を図っていく必要があります。  
小児救急患者の保護者が、患者の症状に応じ、第一次、第二次救急医療体制を利用することができるよう、救急医療の利用について普及啓発を進める必要があります。
- 小児医療の不採算性、小児科医の確保困難などの理由で、小児科の診療を縮小する病院が出ており、小児科病床数は減少傾向にあります。
- 入院治療に必要な小児専用病床数を確保する必要があります。

帯については第4章第1節救急医療対策表4-1-1を参照)

- 第二次体制においては、平日・土曜・休日の準夜帯診療（～PM11：00）で4病院、深夜帯診療（PM11：00～）において1病院が対応する体制を確保しています。

#### 4 相談体制の確保

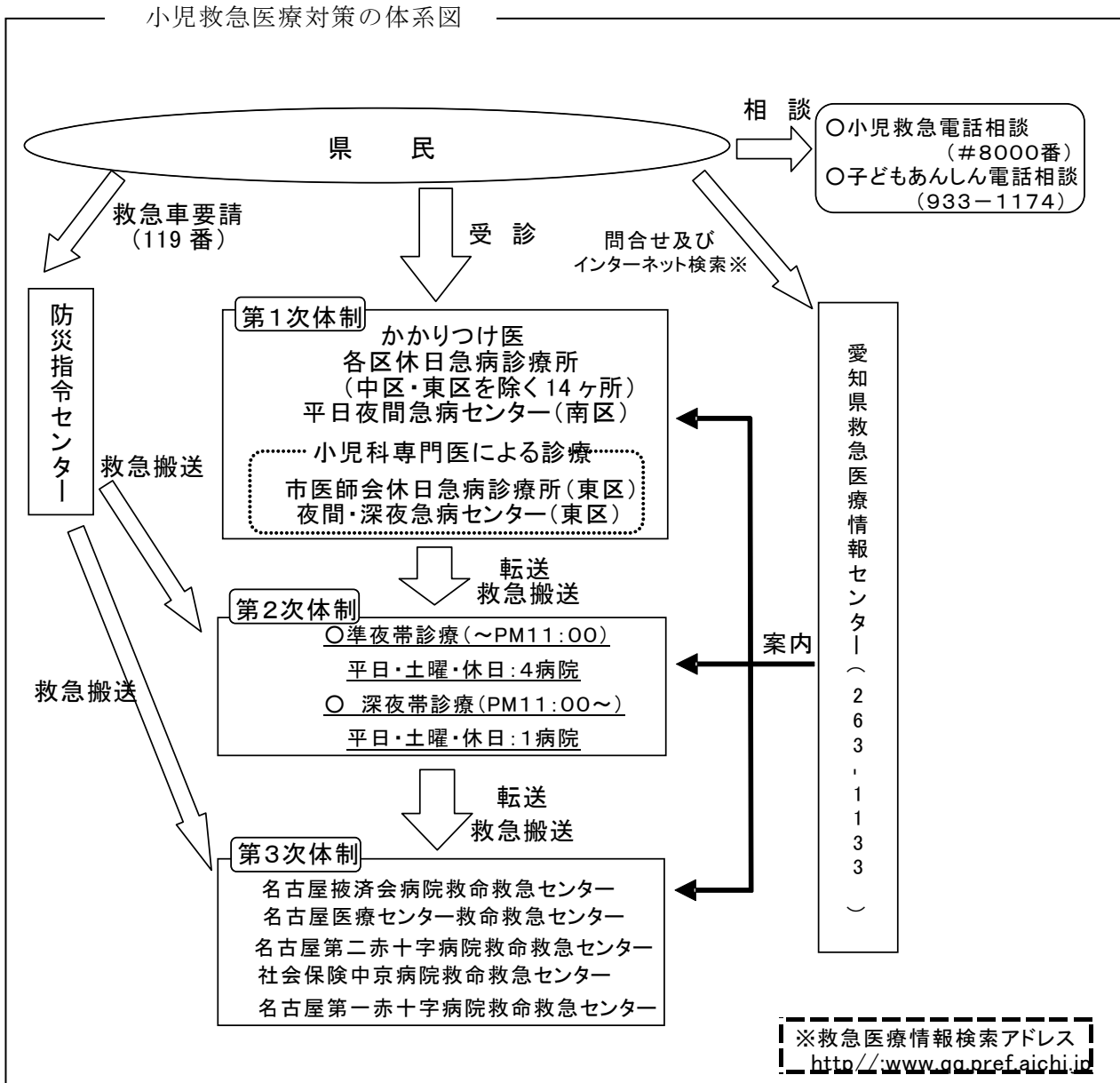
- 小児救急電話相談  
小児科医が診療していない休日等の夜間に、症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、小児科医による医療相談が受けられます。
- 子どもあんしん電話相談  
夜間の子どもの急な病気などの時に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性など、看護師のアドバイスが受けられます。

#### 【今後の方策】

- 小児救急患者が安心して受診できる体制作りに努めるとともに、診療機能に見合った救急医療体制の利用法、緊急時の対処法等の普及啓発を図っていきます。

表 4-3-1 救急医療第二次体制における小児科取扱患者数の推移

年度	総取扱患者数（人）		小児科患者数（人）	
	入院	外来	入院	外来
12	7,196	62,943	1,118	13,572
13	7,258	66,077	1,073	14,905
14	8,246	75,503	1,492	19,454
15	11,436	89,336	1,962	24,005
16	13,064	100,003	2,285	27,257
17	12,691	93,058	2,304	24,999
18	14,440	94,156	2,555	25,522



<小児救急医療対策体系図の説明>

- 夜間、深夜における子どもの急な事故・病気等に関する相談窓口として、小児救急電話相談、子どもあんしん電話相談が実施されています。
- 名古屋市医師会休日急病診療所においては、休日の昼間(9:30～16:30(12:00～13:00は受付休止))及び準夜帯(17:30～20:00)に、夜間・深夜急病センターにおいては、平日の夜間帯(20:30～23:00)と土曜日の準夜・夜間帯(17:30～23:00)に小児科専門医による診療を行っています。
- 市立城北病院では、土曜日・日曜日・祝日について小児科(入院が必要な程度)の救急患者への診療を24時間体制で行っています。

## 第4節 周産期医療対策

### 【基本計画】

- 周産期ネットワークの充実強化を図り、医療機関相互及び、保健、福祉機関の連携を強化します。

### 【現状と課題】

#### 現 状

#### 1 産科医療の現状

- 平成19年度医療実態調査によると、名古屋市内において、産科（産婦人科）を標榜する病院は28病院あります。また、産科病床数は病院782床、診療所513床となっています。
- 名古屋市内の常勤の産科医師数は、病院が126名、病床を有する診療所が74名となっています。

#### 2 周産期医療システム

- 総合的な周産期医療体制の充実強化のため、愛知県周産期医療協議会を中心に総合周産期母子医療センターである名古屋第一赤十字病院及び名古屋第二赤十字病院と地域周産期母子医療センターの10病院相互のネットワークにより、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供しています。  
また、協議会において調査研究等も行い、周産期医療の向上を図っています。

- 名古屋医療圏に所在する地域周産期母子医療センターは下記の1病院です。
  - ・市立城北病院（北区）

#### 3 その他

- 周産期に原因を持つ脳性麻痺などにより、重度の肢体不自由と知的障害を重複している障害児者への医療や療養を担う、重症心身障害児者施設は、現在、名古屋医療圏に1病院があります。
  - ・ 県青い鳥医療福祉センター（西区）

#### 課 題

- 市内の周産期医療需要に対応して、絶えず適切な医療の提供体制を検討しておく必要があります。

- 入所ニーズは、依然として強く、更なる入所施設整備の必要があります。

- 名古屋市では、現在、クオリティライフ21において重症心身障害児者施設の整備が検討されています。

### 【今後の方策】

- 一層の周産期ネットワークの充実強化を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を進めます。

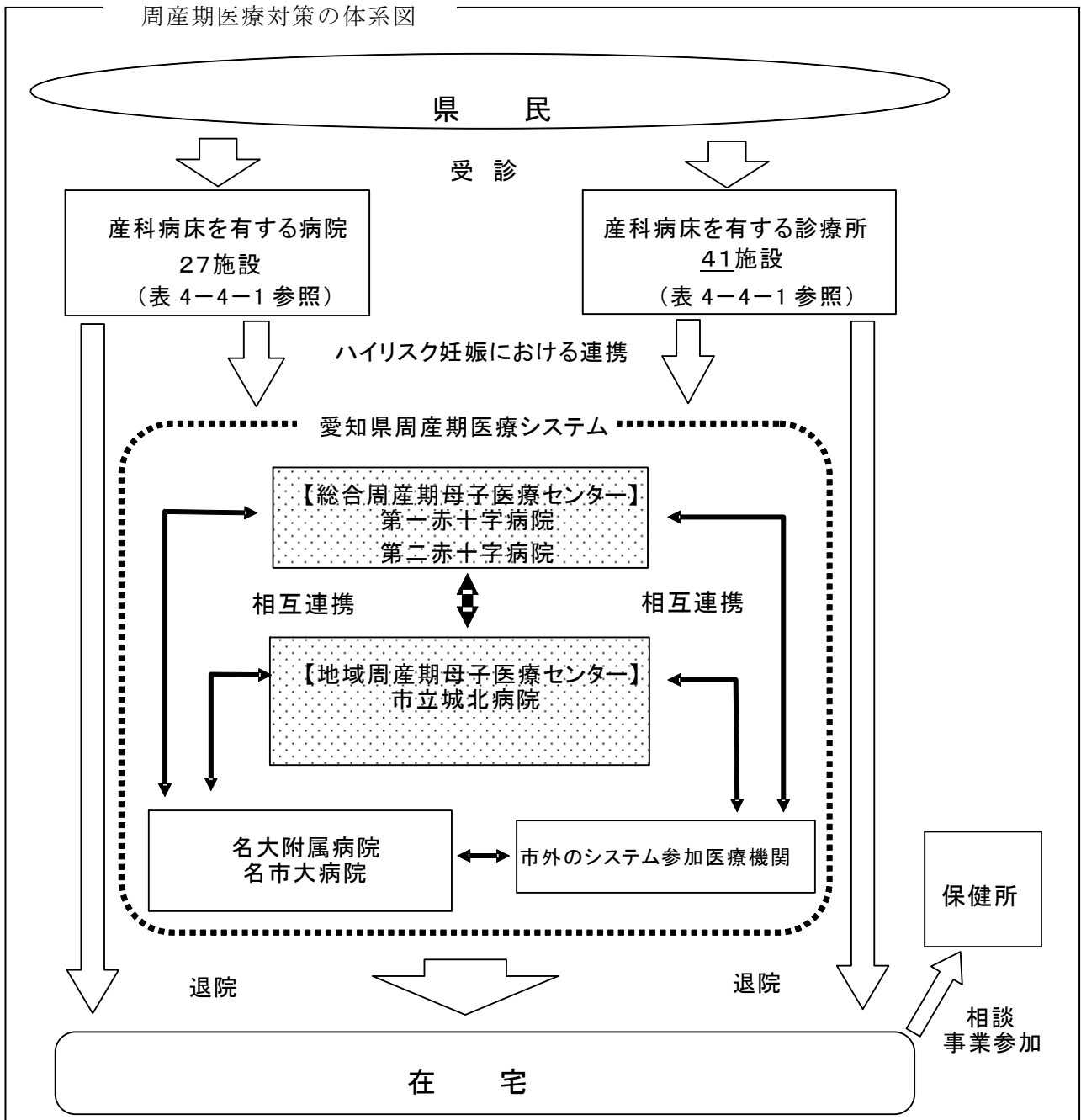
表 4-4-1 産科病床を有する医療機関

病 院		診 療 所		
千種区	東市民病院	千種区	上野産婦人科	
	星ヶ丘マタニティ病院		レディースクリニック山原	
東区	名古屋通信病院	東区	柴田産婦人科※	
北区	市立城北病院	北区	かとうレディースクリニック	
	総合上飯田第一病院			
西区	名鉄病院			
中村区	市立城西病院		産婦人科上野レディースクリニック	
	第一赤十字病院		なごや内科整形産婦人科	
	岩田病院		平竹クリニック	
中区	(国)名古屋医療センター		山田医院※	
	国共済名城病院		西区	川合産婦人科
	成田病院			竹内産婦人科医院※
	可世木病院			三輪レディースクリニック※
昭和区	あさひレディースクリニック※			
瑞穂区	名大附属病院	中村区	飯田レディースクリニック※	
	第二赤十字病院		加納産婦人科	
	聖霊病院		栄産婦人科※	
熱田区	協立総合病院	中区	山田シディクリニック	
中川区	掖済会病院		あさもとクリニック産婦人科	
	大平病院	ごきそレディースクリニック		
	藤田保健衛生大坂文種報徳會病院	昭和区	産婦人科柴田クリニック	
港区	中部労災病院		余語女性と子どものクリニック※	
南区	社会保険中京病院		加藤外科・産婦人科	
	大同病院		瑞穂区	産婦人科水野クリニック
	総合病院南生協病院	藤村レディスこどもクリニック		
緑区	緑市民病院	中川区	千音寺産婦人科	
天白区	名古屋記念病院		港区	桑山産婦人科・眼科
		まのレディースクリニック		
		南区	アイレディースクリニック	
			伊藤産婦人科	
		守山区	たてレディースクリニック	
			なるかわレディースクリニック※	
			やまだレディースクリニック	
		緑区	阪井クリニック※	
			徳重ウイメンズケアクリニック	
			中根産婦人科	
		名東区	石井産婦人科	
			藤ヶ丘レディースクリニック	
			奈倉レディースクリニック	
		天白	イルマーレディースクリニック	
			こまいレディースクリニック	
			清水産婦人科	

注1 産科病床は、通常、産科入院患者の分娩または治療に用いる病床をいい、婦人科専用の病床を除く。

注2 ※は分娩を実施していない医療機関





<周産期体系図の説明>

- 周産期医療とは、妊娠後期から新生児早期までの時期に、母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療です。
- 地域周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センターでは、母体、胎児の異常や、新生児・未熟児を集中的に管理する病床を備えており、ハイリスクの妊婦や新生児を24時間専門的に治療することが可能です。
- 保健所では、医療機関と連携を図りながら母子保健事業等各種の事業を実施しています。

### 第1節 薬局の機能推進対策

#### 【基本計画】

- 医療法の改正により、調剤を実施する薬局が「医療提供施設」として位置づけられたことから、地域における医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品等の提供拠点の役割をこれまで以上に担う必要があります。
- 薬局が薬局機能に関する情報を積極的に開示することが必要です。
- 薬局における安全管理体制等の整備を推進することが必要です。
- 薬剤師のみが扱うことが許される一般用医薬品が適正に選択され、正しく使用されるよう情報提供と相談体制の向上を図ります。

#### 【現状と課題】

##### 現 状

- 医薬品に関する副作用・有効性等の消費者からの相談が多様化しています。
- 適切な情報提供及び相談応需のための配慮が十分でない薬局があります。
- 地域に密着した「かかりつけ薬局」や薬の使用履歴等を記録する「お薬手帳」の普及が十分ではありません。
- 薬局における安全管理指針及び医薬品安全使用・管理のための業務手順書が作成されていますが、従業者に対する周知徹底が図られていない例があります。
- 薬局のうち麻薬小売業の許可を取得しているのは約5割で、十分ではありません。
- 在宅医療に関わる薬局の環境整備が十分ではありません。

##### 課 題

- 相談機能や服薬指導などの薬局機能の充実を図る必要があります。
- 患者さんのプライバシーの確保を図るとともに、薬剤師名札の着用などにより薬剤師であることが住民から明確に識別できるようにする必要があります。
- 「かかりつけ薬局」や「お薬手帳」の意義・有効性についての普及を図る必要があります。
- 業務手順書等を従業者に周知徹底して安全管理体制の整備を図る必要があります。
- 終末医療への貢献として、麻薬小売業許可を取得し、医療用麻薬の供給をし易い環境整備が必要です。
- 在宅医療を行う医療機関や訪問介護ステーション・居宅介護支援所等との連携のもと、訪問薬剤管理指導業務・居宅療養管理指導業務を通じて在宅医療に積極的に取り組む必要があります。

#### 【今後の方策】

- 住民向け講習会などを通じて、医薬品の適正使用に関する啓発活動に積極的に取り組みます。
- 名古屋市薬剤師会の医薬品等に関する相談啓発事業の運営を支援していきます。
- 公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、住民に普及、定着を図ります。
- 住民からの医薬品に関する副作用情報等を収集するとともに、関係機関への情報提供に努めます。
- 薬局が、医療計画に基づいた医療連携体制へ積極的に参画するよう支援していきます。

- 薬局における患者・消費者のプライバシーが確保される相談の環境整備の促進を図っていきます。
- 終末医療への貢献として、在宅医療への取組み等を支援します。